

第1章 解体業者の実務概要

1. 解体業者の役割

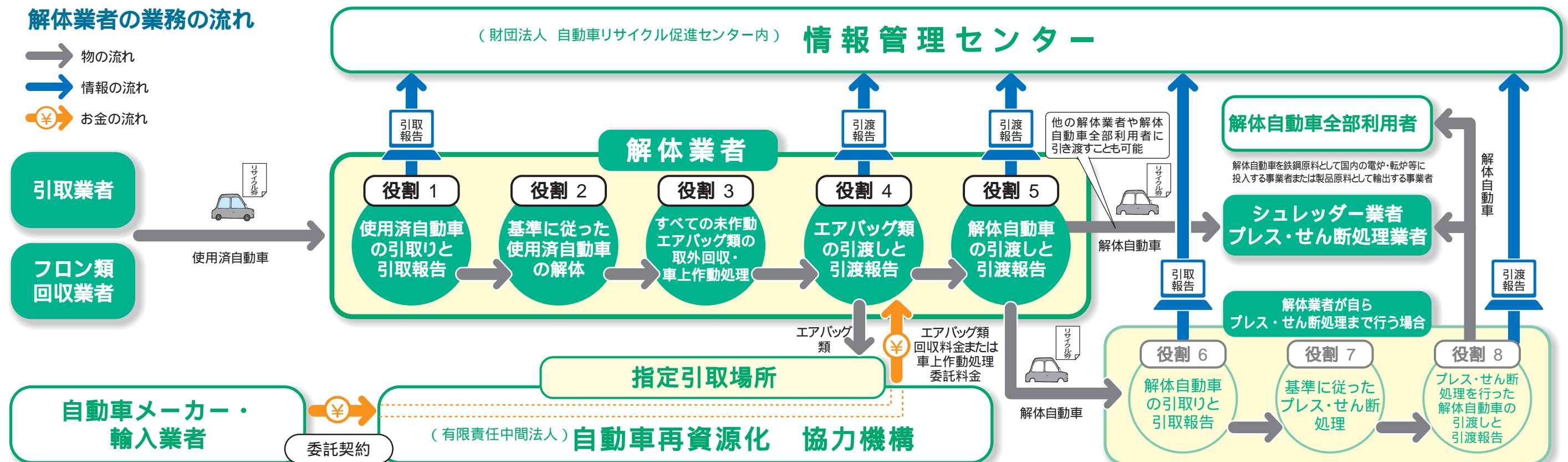
- 役割1 使用済自動車の引取りと引取報告の実施**
 - 使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
 - 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
- 役割2 基準に従った使用済自動車の解体の実施**
 - 使用済自動車の解体を行う時は、再資源化基準(バッテリー、タイヤ、廃油・廃液の回収処理等)に従って、適切な解体を行う必要があります。
- 役割3 すべての未作動エアバッグ類の取外回収・車上作動処理**
 - すべての未作動エアバッグ類について、必ず以下のいずれかの方法で回収等を行う必要があります。
 - 取外回収 インフレーター(ガス発生器)等を取外回収後、自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引渡し
 - 車上作動処理 自動車メーカー等から委託を受けて車上作動処理
- 役割4 エアバッグ類の引渡しと引渡報告の実施**
 - エアバッグ類の取外回収の場合には、エアバッグ類を自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。(指定引取場所への運搬には「エアバック類運搬ネットワーク」の利用をおすすめします)
 - エアバッグ類を自動車メーカー等に引き渡した時または車上作動処理した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
 - エアバッグ類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からエアバッグ類回収料金または車上作動処理委託料金が支払われます。

- 役割5 解体自動車の引渡しと引渡報告の実施**
 - 使用済自動車を解体した後、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者またはプレス・せん断処理業者等に解体自動車(廃車ガラ)を引き渡す必要があります。
(解体自動車を他の解体業者や解体自動車全部利用者に引き渡すことも可能)
解体自動車全部利用者とは、解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者または製品原料として輸出する事業者のことで、解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡しの実事を証する書面を5年間保存する必要があります。
 - 解体自動車をシュレッダー業者等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
引渡しの際は、解体自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

【解体業者が自らプレス・せん断処理まで行う場合(別途破砕業(破砕前処理)の許可が必要)】

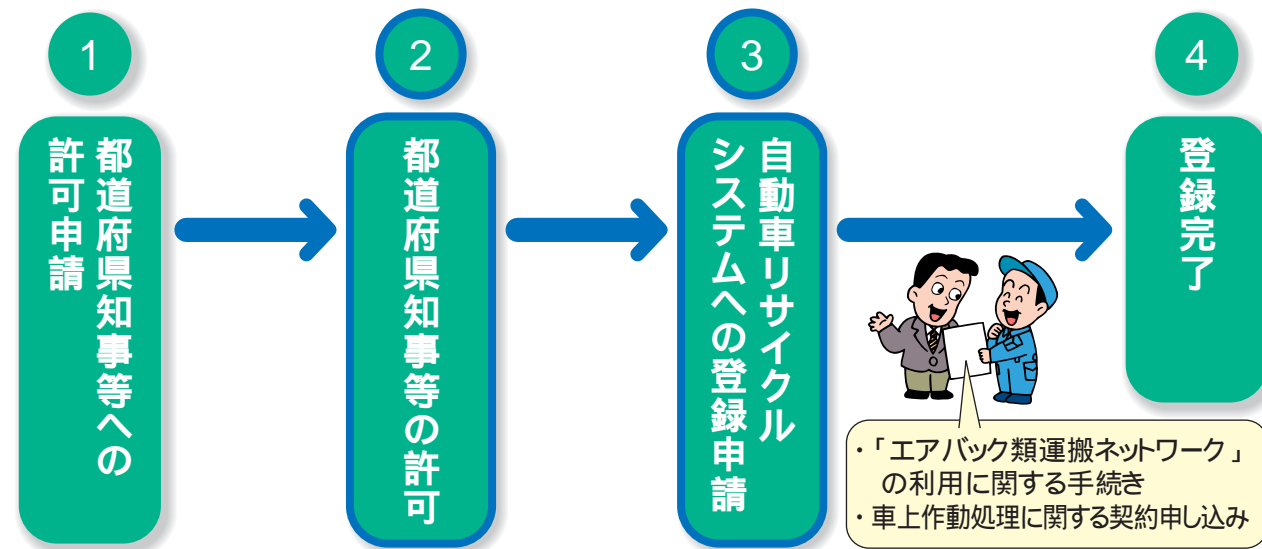
- 役割6 解体自動車の引取りと引取報告の実施**
 - 解体業者が自らプレス・せん断処理(破砕前処理)までを行う時は、解体自動車の引取りを電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
- 役割7 基準に従ったプレス・せん断処理の実施**
 - 解体自動車のプレス・せん断処理は、破砕前処理基準(異物を混入しないこと)に従って、適切に行う必要があります。
- 役割8 プレス・せん断処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施**
 - プレス・せん断処理を行った解体自動車は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けたシュレッダー業者に引き渡す必要があります。(解体自動車を解体自動車全部利用者に引き渡すことも可能)
解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡しの実事を証する書面を5年間保存する必要があります。
 - 解体自動車をシュレッダー業者等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

❗以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、解体業(破砕業)の許可を取り消される場合があります。



2. 解体業の許可・自動車リサイクルシステムへの登録

- ・2004年7月1日以降は、使用済自動車の解体を行う事業者は、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受ける必要があります。この後、電子マニフェスト制度による移動報告等の実施のために、別途自動車リサイクルシステムへの事業者登録（[詳細は46・78ページをご覧ください](#)）についても必要となります。
- ・取外回収したエアバッグ類の指定引取場所までの運搬に「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合の手続きや車上作動処理に関する自動車メーカー等との契約申込み等についても、自動車リサイクルシステムへの登録と同時に行います（[詳細は48ページをご覧ください](#)）。
- ・許可申請から業務開始までは下記のステップとなります。



許可制度（2004年7月1日から適用）

2004年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（解体業を行っていて、原則として産業廃棄物の積替保管付きの収集運搬業または処分業の許可を受けている場合には届出）が必要です。

- ・事業所所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長の許可制となります。使用済自動車の解体を業として行うには、様式に従って事業者ごとに許可申請を行い、解体業の許可を受けることが必要です。許可は5年ごとの更新制です。
 使用済自動車を解体して部品取りを行う事業者は、生活環境の保全等の観点からすべて自動車リサイクル法の解体業の許可を受けることが必要です。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとまでは解釈されないものと考えられます。
 解体業者がプレス機や重機によりプレス・せん断処理を行う場合には、解体業の許可に加えて破砕業（破砕前処理工程のみ）の許可（プレス・せん断処理業を行っていて、産業廃棄物の処分業の許可を受けている場合には届出）が必要です。
- ・自動車リサイクル法の解体業の許可を受けていれば、自動車リサイクル法対象の使用済自動車等の再資源化に必要な行為（収集運搬・処理）について廃棄物処理法の業の許可は不要です。
 （事業所所在地の都道府県知事等の許可を受けていれば他の都道府県でも収集運搬が可能）
- ・事業所ごとに解体業者（およびプレス・せん断処理業者）である旨の標識を掲げることが必要です。

- ・許可基準は使用済自動車・解体自動車の流通・処理実態を踏まえ、生活環境の保全および再資源化を適切に実施する能力を担保する観点での必要最低限のものとして、以下のとおりとなっています。

解体業の許可基準（抜粋）

解体業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合すること

事業の用に供する施設

- ・廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有
- ・囲いがあり範囲が明確な使用済自動車および解体自動車（廃車ガラ）の保管場所を保有 等

申請者の能力

- ・解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
- ・事業計画書または収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと

欠格要件に該当しないこと（廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可の欠格条件と同様のもの）

- ・法人そのもの、役員および本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑および許可取消後から5年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等

解体業に係る許可基準等の詳細については、[経済産業省・環境省の説明資料をご覧ください](#)。

都道府県知事等への許可申請のスケジュール

2004年7月1日から3ヶ月以内（9月末日まで）に許可申請（廃棄物処理法の業の許可を受けている場合には届出）が必要

